

議案第 47 号

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

条例案……別記

令和 7 年 6 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
に準じて、選挙長等の報酬額を改正したいため。

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会教育長代理	月額 70,000円	交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）の規定による特別職旅費相当額
------------	------------	--------------------------------------

」

を

「

教育委員会教育長代理	月額 70,000円	交野市職員旅費条例の規定による特別職旅費相当額
------------	------------	-------------------------

」

に、

「

選挙長	” 10,800円	”
投票所の投票管理者	” 12,800円。 ただし、職務時間が7時間以内の場合、6,400円	”
期日前投票所の投票管理者	” 11,300円。 ただし、職務時間が6時間以内の場合、5,650円	”

投票所の投票立会人	" 10,900円。 ただし、立会時間が7時間 以内の場合、5,450円	"
期日前投票所の投票立会人	" 9,600円。 ただし、立会時間が6時間 以内の場合、4,800円	"
開票管理者	選挙毎 10,800円	"
開票立会人	" 8,900円	"
選挙立会人	" 8,900円	"

」

を

「

選挙長	" 12,200円	"
投票所の投票管理者	" 14,500円。 ただし、職務時間が7時間 以内の場合、7,250円	"
期日前投票所の投票管理者	" 12,800円。 ただし、職務時間が6時間 以内の場合、6,400円	"
投票所の投票立会人	" 12,400円。 ただし、立会時間が7時間 以内の場合、6,200円	"
期日前投票所の投票立会人	" 10,900円。 ただし、立会時間が6時間 以内の場合、5,450円	"
開票管理者	選挙毎 12,200円	"
開票立会人	" 10,100円	"
選挙立会人	" 10,100円	"

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。